

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 2 月

コーポレート



会社法 Q&A（総会当日の災害対応）

弁護士 [泉 篤志](#)

弁護士 [山田康平](#)

弁護士 [鈴木隆世](#)

第 1 はじめに

本年もいわゆる株主総会シーズンが近づきつつあり、3 月総会については間近に迫っています。本番が近づくにつれて何かと心配事も増えるものであるところ、大部分は実際に起こらないものであっても、万が一発生した場合への備えは重要です。そこで、本稿では、株主総会における「もしもの事態」の一つである、総会当日に災害（地震等）が発生した場合に採るべき対応について解説します。

第 2 総会直前に災害が発生した場合

総会当日、予定していた総会開始時刻の直前に災害が発生した場合、予定どおりの日時及び場所において総会を開催できるかが問題となります。

この点、災害による交通事情の乱れ等により、予定どおりの総会開始時刻に出席できない株主や役員が限定的であり、総会会場の安全性にも問題がない場合には、予定どおりの日時及び場所において総会を開催しても問題はないと考えられます。

一方、災害による交通事情の乱れ等により、相当数の株主又は役員が予定どおりの開始時刻に間に合わない場合には、総会開始時刻を繰り下げるという対応が考えられます。総会開始時刻の繰下げについては、特殊事情により出席株主数が予想と比べて極めて少ない場合や、取締役の出席が遅れるような場合には、常識的な範囲（30 分～1 時間程度）で繰り下げすることは差し支えないと解されていますが、かかる範囲を超えて開始時刻を繰り下げるとは、定刻に到着していた株主が終了まで出席することを困難にする点で、決議取消事由（決議方法の著しい不公正。会社

法 831 条 1 項 1 号) となり得ます¹。したがって、交通機関の復旧状況等を勘案し、常識的な範囲で総会開始時刻を繰り下げるか、これによっても対処が困難であれば延期²の決議(会社法 317 条)を行った上で延会を開催する必要があります。

また、予定されていた総会会場が被災し、当該会場を安全に使用し得なくなった場合には、総会の日時及び場所を変更し、招集手続を改めて行わざるを得ないことが多いと思われますが、運よく予定されていた会場の近くに適切な代替会場を確保することができた場合には、当該代替会場において総会を開催することが考えられます。そのような場合、予定されていた総会会場に会場した株主に対しては、代替会場まで適切に誘導する必要があります。加えて、株主が支障なく代替会場に辿り着けるよう、会場変更については可能な限りホームページ等で周知することが望ましいといえます。また、株主の移動時間を考慮して、総会開始時刻の繰下げも検討すべきでしょう。

第 3 総会開催中に災害が発生した場合

総会開催中に災害が発生した場合において、仮に、そのまま議事を継続するのが安全性の観点から難しいときや、会場が混乱に陥り収拾がつかないときは、当日の総会は終了し、後日改めて招集手続を行って別日に総会を開催せざるを得ません³。人命が第一であり、このような場合は避難等の対応に専念することが適切です。

一方、一旦議事を中断して出席者の安全を確認した結果、総会を終了して速やかに避難した方が望ましいものの、一時的にでもその場にとどまることができる状況であれば、総会を終了する前に、速やかに議案の採決に移ることが考えられます。総会の進行状況や事前の議決権行使の状況等に鑑みてそのような対応が難しい場合には、総会の続行⁴の決議(会社法 317 条)を行った上で継続会を開催することになるでしょう。

また、総会会場が十分な安全性を有しており、速やかな避難等を要しない状況であれば、議事を再開することが適切と考えられます。かかる状況であれば、議事を再開することで直ちに問題は生じない一方、総会決議が当日に成立しないことによる実務的影響は重大であるからです。こ

¹ 東京弁護士会会社法部編『新・株主総会ガイドライン(第 2 版)』(商事法務、2015 年) 5 頁、大阪株式懇談会編『会社法実務問答集Ⅵ』(商事法務、2024 年) 81~82 頁〔北村雅史〕。

² 「延期」とは、総会の成立後、議事に入らず会日を後日に変更することをいいます(岩原紳作編『会社法コンメンタール(7) 機関(1)』(商事法務、2013 年) 287 頁〔前田重行〕)。延期後の総会の開催日時及び場所については、延期の決議において決議することとされていますが、議長に一任した上で、議長が決定して株主に通知することも可能と解されています(前掲・岩原編 290 頁〔前田重行〕)。

³ 災害の発生が報告事項の報告及び議案の採決の完了後であるときは、報告事項の報告及び総会決議は適法に完了している以上、改めて総会を開催する必要はないと考えられます。また、災害の発生が決議事項の採決完了前であっても、決議事項の説明が終了しており、かつ、事前の議決権行使書面及び当日の出席役員の議決権数により議案の成立に必要な賛成の議決権数が確保されていることが客観的に明らかである場合には、採決前であっても決議が成立したものと認めて総会の延期又は続行は不要と整理する余地もあると考えられます(大阪株式懇談会編『会社法実務問答集Ⅱ』(商事法務、2018 年) 260 頁〔前田雅弘〕)。

⁴ 「続行」とは、議事に入ったものの審議未了のまま、総会を後日に継続して行うことをいいます(前掲・岩原編 287 頁〔前田重行〕)。

の場合、例えば上記中断の原因が地震であって余震が予想されるなど、再度議事が中断する可能性があるのであれば、平時よりも手短に議事を済ませることや、報告事項の報告より前に決議事項の採決を行ってしまうことも考えられます⁵。

第4 おわりに

本年の株主総会シーズンを含め、災害が発生しないことが何よりではありますが、万が一発生した場合に対応を誤らないよう、そのような事態をも想定して、予め準備しておくことが重要です。迅速かつ悩ましい判断が求められる場面ですが、しっかりと準備しておくことで、リスクを最小限に抑えることができるとともに、落ち着いて本番を迎えることができるでしょう。

⁵ かかる特殊事情による合理的必要性があれば、報告事項の報告と決議事項の採決の順序を逆にしたとしても直ちに決議取消事由にはならないと解されています（前掲・大阪株式懇談会編『会社法実務問答集Ⅱ』262頁〔前田雅弘〕）。

【執筆者】



[泉 篤志](#)（弁護士）
E-mail: aizumi@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2005 年弁護士登録。
2013 年南カリフォルニア大学（LL.M.）修了。
主に企業買収・組織再編、合併会社等の設立・運営、会社法・金融商品取引法・取引所規制に関する助言、独占禁止法・公取委対応（企業結合対応を含む）、コーポレートガバナンス、株主総会、訴訟・紛争解決等を幅広く取り扱う



[山田康平](#)（弁護士）
E-mail: kyamada@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2014 年弁護士登録。
2022 年コーネル・ロースクール（LL.M.）修了。
M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。



[鈴木隆世](#)（弁護士）
E-mail: ryusei.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法学部卒業、2022 年弁護士登録。
コーポレート分野、不動産関連分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、企業法務一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。